

# 島根県中小企業活性化協議会のご案内

中小企業の収益力改善・再生支援・再チャレンジに向けた取り組みについて、中小企業活性化協議会が支援します。

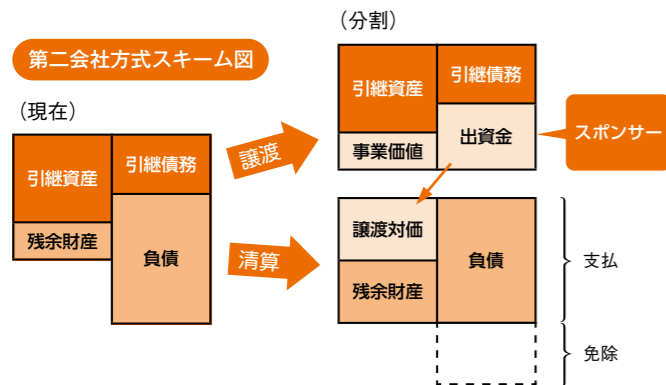
## 中小企業の事業・財務の課題解決を支援

相談で、  
企業は  
強くなる。

中小企業活性化協議会

### 第二会社方式による事業再生

- 第二会社方式とは、会社法上の会社分割の手法を使って、正常な資産と負債のみをスポンサーが引継ぎ、事業と雇用を維持する再生手法です。
- 譲渡後の既存企業は、特別清算等の清算手続きに入ります。
- 清算手続きの中で、銀行借入等の負債は実質的に免除されますが、**保証債務は免除されない**ので、別途整理が必要となります。



1. 企業の資産負債から、事業継続に必要な資産負債及び、必要最低限の借入金を特定する。
  2. 事業価値を含めた資産と負債の差額を、出資金としてスポンサーが支払う。
  3. 既存企業は、残余財産と譲渡対価で借入金を返済し、残額は清算手続きにより免除を受ける。
- ※第二会社方式では、既存企業に残る負債は、金融負債のみとなるため、免除を受けた金融負債の保証債務は残る。  
※保証債務は別途整理が必要となる。

### 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理

- 経営者保証に関するガイドラインを利用することにより、以下のメリットがあります。

1. 会社が廃業、法的整理となっても、**保証人個人の破産を回避できる**。
2. 一定の範囲内で、破産時よりも資産を保証人の手元に残すことが可能。**(インセンティブ資産)**
3. 資産処分、換価による一括弁済だけでなく、**評価相当額の分割弁済も可能**。
4. 弁済可能な保証債務を超える部分の**免除要請が可能**。

- インセンティブ資産として認められるものは、破産法の自由財産に加えて以下のものが該当します。

- 一定期間の生計費 ●華美でない自宅 ●その他個別事情に基づく資産

※ガイドラインを活用して債務整理を行うには一定の要件があります。詳しくは、当協議会にお問い合わせ願います。

### ご相談窓口

#### 島根県中小企業活性化協議会

(認定支援機関 松江商工会議所)

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F

HP <https://www.shimane-kyogikai.go.jp>

TEL.0852-23-0701

FAX.0852-23-0553

MAIL.[saisei@shimane-kyogikai.go.jp](mailto:saisei@shimane-kyogikai.go.jp)

■受付時間は午前9時～午後5時までです (土・日・祝祭日・年末年始は除く)

※皆様のご都合にあわせ、ご相談の日時・場所を決めさせていただきます。

※相談内容によっては、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。



### 窓口相談(一次相談)は無料、相談企業の秘密は厳守します

#### 一次対応無料

事前相談  
(金融機関の方)

事業概要や相談したい内容を説明できるように準備してください。

窓口相談(一次相談)  
(経営者の方)

ご相談にあたって準備していただくものがあります。

#### 二次対応以降、費用が発生します

支援メニューに応じた費用をご負担いただきます。

### ご相談にあたって準備していただくもの

- 相談申込書 ●事業概要書 ●借入金明細表

- 直近3期分の決算書のコピー ●直近の試算表 ●資金繰り表 ●会社パンフレット ●その他

これらの書式はホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.shimane-kyogikai.go.jp>)



- 固定資産明細および担保の差し入れ状況 ●ご相談内容に応じて準備頂く資料などがございます。



このパンフレットは中国経済産業局の委託事業により作成しております。

# 支援メニュー

## 収益力改善支援

協議会における収益力改善支援は、経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題・問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定について支援を行うものです。**経営の足腰の強化**と考え、財務的安定に向けて早めの取り組みが重要です。

こんな方にご利用をお勧めします。

経営環境の変化に対応した収益力改善の必要があり、

- 収益力改善により財務的安定を図りたい
- 自社の課題・問題点を客観的に把握したい
- 経営環境の変化に対応したビジネスモデルを構築したい
- 収益力改善に向けた具体的な行動計画を策定したい
- ガバナンス体制を整備したい

## プレ再生支援・再生支援

協議会の再生支援では、事業の収益力を改善しながら、金融機関にリスケジュール（又は債権放棄）などの金融支援を依頼することで、経営再建を進めます。事業再生に取り組んでいることは、商取引先には通常知らされませんので、風評による信用低下を回避しやすいです。経営に**入院治療や手術**が必要な状況と考え、再生への意欲を持ち続けることが大切です

こんな方にご利用をお勧めします。

深刻な経営状況のため**金融支援を得る必要があり、**

- 経営再建に向けて問題点等に対するアドバイスがほしい
- 事業を継続しつつ金融支援を得て立て直しを図りたい
- 再生が困難な場合、新たな挑戦への支援がほしい

※協議会では、過大投資等により過剰債務を抱え一時的に経営が悪化しているが、主力事業では黒字が見込まれ、財務や事業の見直しなどにより再生可能な中小企業者に対し、相談対応、再生計画策定支援、金融調整等の支援を行っています。  
※深刻な経営状況になる前に、早めのご相談をお勧めします。  
※協議会では融資斡旋はしていません。

## 早期経営改善計画策定支援

早期経営改善計画策定の目的は、客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくりです。経営の**早めの健康相談**と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立ちます。

こんな方にご利用をお勧めします。

今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上げが減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

## 経営改善計画策定支援

経営改善計画策定の目的は、金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すことです。

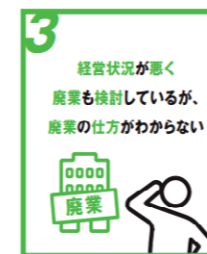
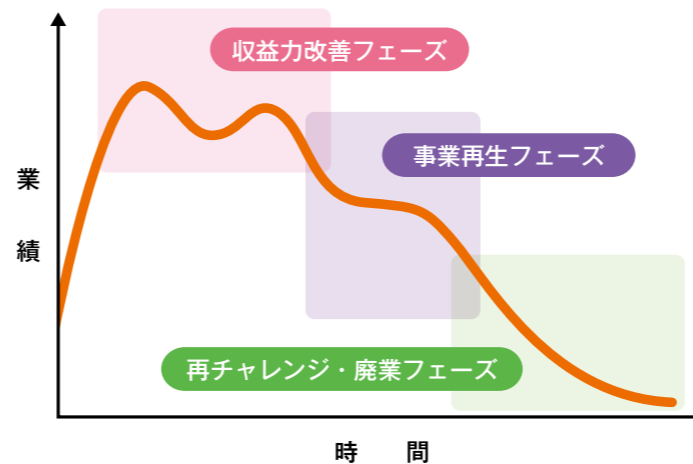
病院で診察してもらい**処方を受ける**と考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。

こんな方にご利用をお勧めします。

金融機関への**返済条件等を変更し資金繰りを安定させる必要があり、**

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい

## 皆さんの事業は、どのフェーズですか？



## 再チャレンジ支援

中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ事例集 [検索](#)

協議会による再生が困難な見通しが分かった場合にも、相談企業や保証人は、「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を受けられます。

こんな方にご利用をお勧めします。

- 収益力の改善や事業再生に取り組んでいるものの、達成が困難で、悩みを抱えている
- 業況が厳しく、事業の手じまいを検討している
- 資金繰りや業況が極めて厳しく、倒産するのではないかと悩みを抱えている
- すでに会社は廃業または倒産しており（またはしそうであり）、保証債務をどうやって整理すればいいか悩んでいる

再チャレンジ支援で弁護士の紹介を受けた場合は、資力不足や経営者保証ガイドラインの活用見込みがある等の一定の要件の下で、協議会による一定の費用負担を受けられる場合があります。

- 相談費用（弁護士謝金：3回まで）
- 法人破産及び経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理に係る各種手続・専門家費用の一部

## 保証債務整理への支援

経営者保証ガイドライン [検索](#)

企業の債務整理（破産など）によって保証債務の整理が必要になった場合にも、経営者や保証人は、**経営者保証ガイドライン（単独型）**に基づく保証債務の整理によって、**個人破産を回避**できる可能性があります。協議会では、経営者保証ガイドラインについても手続などの支援を行っています。